

# 志木市地域包括支援センター介護予防支援事業運営規程

平成18年5月22日  
規程第10号

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人志木市社会福祉協議会が開設する志木市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努める。

## (名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
志木市地域包括支援センター 柏の杜	志木市柏町3丁目5番1号
志木市地域包括支援センター 館・幸町	志木市幸町3丁目12番5号

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤・担当職員兼任）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師等 1名（常勤）

介護支援専門員 1名（常勤）

社会福祉士 1名（常勤）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

- (3) その他事業に必要な職員  
必要な事業を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

- (6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、志木市（館、幸町、柏町）とする。

（事故発生時の対応）

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に速やかに報告しなければならない。

（秘密保持）

第9条 職員は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった場合及びセンターと志木市の契約が終了したあとの場合においても同様とする。

- 2 職員は、志木市が承諾した場合を除き、個人情報処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

- 3 志木市から提供された個人情報及び本契約による業務を処理するために収集・作成した個人情報を、目的の範囲を超えて利用してはならない。
- 4 職員は、志木市から提供された個人情報及び本契約による業務を処理するために収集・作成した個人情報を、漏洩、棄損又は滅失した場合は、速やかに志木市に報告し、その指示に従うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内

② 定期研修 年1回以上

- 2 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 3 この規程に定める事項のほか、管理運営に必要な事項は、志木市との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。